

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 商工会連合会である借主にあつては、当該商工会連合会の<u>会頭</u>、副会長及び理事である者全員</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業、同条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を実施する者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(6) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>（平成11年法律第18号）<u>第10条第2項</u>に規定する承認経営革新計画（以下「承認経営革新計画」という。）又は同法<u>第12条第3項</u>に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第12条 知事は、貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者（以</p>	<p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 商工会連合会である借主にあつては、当該商工会連合会の<u>会長</u>、副会長及び理事である者全員</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業、同条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき事業を実施する者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(6) <u>中小企業等経営強化法</u>（平成11年法律第18号）<u>第9条第2項</u>に規定する承認経営革新計画（以下「承認経営革新計画」という。）又は同法<u>第11条第3項</u>に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第12条 知事は、貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者（以</p>

下「貸付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付された条件を変更することがある。

(1)・(2) [略]

(3) 第8条第2項の規定による承認を受けなかったとき。

(4) [略]

(期限前償還)

第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項に規定する償還期間の満了前に、当該借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することがある。

(1)～(6) [略]

(7) この規則の規定により報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は指示に従わなかったとき。

(8) [略]

別表第1 (第4条関係)

貸付対象事業		貸付金 の額	貸付利 率
名 称	内 容		
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち経営革新のための事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05パーセント
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	
3 下請振興事業計画承認グループ	政令第2条第1項第1号ロに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05パーセント

下「貸付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付された条件を変更することがある。

(1)・(2) [略]

(3) 第8条第2項の規定による認定を受けなかったとき。

(4) [略]

(期限前償還)

第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第4項に規定する償還期限の満了前に、当該借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することがある。

(1)～(6) [略]

(7) この規則の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は指示に従わなかったとき。

(8) [略]

別表第1 (第4条関係)

貸付対象事業		貸付金 の額	貸付利 率
名 称	内 容		
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち経営革新のための事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5パーセント
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	
3 下請振興事業計画承認グループ	政令第3条第1項第1号ロに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5パーセント

事業			
4 総合 効率化 計画認 定グル ープ事 業	政令第2条第1項第1号ハ に掲げる事業であって、知 事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05 パーセ ント
5 施設 集約化 事業	政令第2条第1項第2号イ からニまでに掲げる事業の うち、 <u>独立行政法人中小企 業基盤整備機構の業務（産 業基盤整備業務を除く。）</u> に係る業務運営、財務及び 会計に関する省令（平成16 年経済産業省令第74号。以 下「省令」という。）第28 条第1項第1号イ、第29条 第1項第1号イ若しくは第 30条第1項第1号の基準に 適合し、かつ、同条第2項 の要件に該当するもの、省 令第31条第1項第1号の基 準に適合し、かつ、同条第 2項第1号イの要件に該当 するもの又は同条第1項第 2号の基準に適合し、かつ 、同条第4項の要件に該当 するものであって、知事が 適当と認めるもの	[略]	年 1.05 パーセ ント
6 共同 施設事 業	政令第2条第1項第2号イ 又はロに掲げる事業のうち 、省令第28条第1項第1号 ハ又は第29条第1項第1号 ロの要件に該当するもので あって、知事が適当と認め るもの	[略]	年 1.05 パーセ ント
7 設備 リース 事業	政令第2条第1項第2号イ に掲げる事業のうち、省令 第28条第1項第1号ハの要 件に該当し、組合員等の生	[略]	年 1.05 パーセ ント

事業			
4 総合 効率化 計画認 定グル ープ事 業	政令第3条第1項第1号ハ に掲げる事業であって、知 事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
5 施設 集約化 事業	政令第3条第1項第2号イ からニまでに掲げる事業の うち、 <u>独立行政法人中小企 業基盤整備機構の産業基盤 整備業務を除く業務に係る</u> 業務運営、財務及び会計並 びに人事管理に関する省令 （平成16年経済産業省令第 74号。以下「省令」という 。）第28条第1項第1号イ 、第29条第1項第1号イ若 しくは第30条第1項第1号 の基準に適合し、かつ、同 条第2項の要件に該当する もの、省令第31条第1項第 1号の基準に適合し、かつ 、同条第2項第1号イの要 件に該当するもの又は同条 第1項第2号の基準に適合 し、かつ、同条第4項の要 件に該当するものであって 、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
6 共同 施設事 業	政令第3条第1項第2号イ 又はロに掲げる事業のうち 、省令第28条第1項第1号 ハ又は第29条第1項第1号 ロの要件に該当するもので あって、知事が適当と認め るもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
7 設備 リース 事業	政令第3条第1項第2号イ に掲げる事業のうち、省令 第28条第1項第1号ハの要 件に該当し、 <u>組合員又は所</u>	[略]	年 0.5 パーセ ント

	産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付けで賃貸するものを除く。）であって、知事が適当と認めるもの				属員（以下「組合員等」という。）の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するものであって、知事が適当と認めるもの		
8 企業 合同事 業	政令第2条第1項第2号ハ若しくはホに掲げる事業のうち省令第30条第1項第2号から第6号まで若しくは第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第2条第1項第2号ホに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05 パーセ ント	8 企業 合同事 業	政令第3条第1項第2号ハ若しくはニに掲げる事業のうち省令第30条第1項第2号から第6号まで若しくは第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第3条第1項第2号ホに掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
9 集団 化事業	政令第2条第1項第3号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05 パーセ ント	9 集団 化事業	政令第3条第1項第3号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
10 集積 区域整 備事業	政令第2条第1項第4号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 1.05 パーセ ント	10 集積 区域整 備事業	政令第3条第1項第4号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.5 パーセ ント
11 地域 産業創 造基盤 整備事 業	政令第2条第2項第1号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]		11 地域 産業創 造基盤 整備事 業	政令第3条第2項第1号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	
12 商店 街整備 等支援 事業	政令第2条第2項第2号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]		12 商店 街整備 等支援 事業	政令第3条第2項第2号に掲げる事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	
13 地域 産業創 造基盤	[略]		年 1.05 パーセ ント	13 地域 産業創 造基盤	[略]		年 0.5 パーセ ント

整備活性化事業		
14 商店街整備等活性化支援事業	[略]	年 1.05 パーセント

別表第2 (第4条関係)

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	別表第1の9の項又は10の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）のみが使用する施設に係るもの	[略]	年 1.05 パーセント
2 広域貸付け	[略]		年 1.05 パーセント
3 施設再整備貸付け	[略]		年 1.05 パーセント
[略]			

別表第3 (第4条関係)

要件
[略]
9 別表第1の4の項から6の項まで又は8の項から10の項に掲げる事業（5の項に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

整備活性化事業		
14 商店街整備等活性化支援事業	[略]	年 0.5 パーセント

別表第2 (第4条関係)

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	別表第1の9の項又は10の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）のみが使用する施設に係るもの	[略]	年 0.5 パーセント
2 広域貸付け	[略]		年 0.5 パーセント
3 施設再整備貸付け	[略]		年 0.5 パーセント
[略]			

別表第3 (第4条関係)

要件
[略]
9 別表第1の4の項から6の項まで又は8の項から10の項までに掲げる事業（5の項に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体（政令第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。11の項において同じ。）が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計

	画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの
<p>10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第9項</u>に規定する特定事業に係る同法<u>第41条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、<u>知事が適当と認めるもの</u></p>	<p>10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は<u>同条第11項</u>に規定する特定事業に係る同法<u>第49条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法<u>第51条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>11 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業（6の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法<u>第41条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>11 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業（6の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法<u>第49条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法<u>第51条第1項</u>に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。